

佐倉市避難行動要支援者
避難支援全体計画

平成27年8月

 佐 倉 市

3. 要配慮者及び避難行動要支援者

(1) 要配慮者

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。(災害対策基本法第8条第2項第15号)

(2) 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。(災害対策基本法第49条の10)

なお、佐倉市地域防災計画では、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として、次のとおり定めている。

■市が保有するデータから対象者を抽出し、名簿に掲載（抽出方式）

区分	基準等	
①要介護認定者	要介護認定区分3、4又は5	
②障害者	視覚障害	1級又は2級
	聴覚障害	2級から6級
	上肢機能障害	1級又は2級
	下肢機能障害	1級又は2級
	体幹機能障害	1級、2級又は3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害	1級から6級
	乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1級から6級
	呼吸器機能障害	1級又は3級
	心臓機能障害	1級又は3級
	精神障害	1級
	知的障害	㊤又はA
	障害支援区分4、5又は6	

■名簿登録希望者などからの申請により、名簿に掲載（手上げ方式）

区分	基準等
③高齢者	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の基準①に該当しない65歳以上の要支援・要介護認定者で一人暮らし又は高齢者のみ世帯に属する者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
④難病患者等	難病患者等のうち、重症患者の認定を受けている者のうち、本人等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
⑤乳幼児	保護者等からの申出があった者で、市長が避難支援等の必要を認める者